

多摩平の森地区 A 街区 公共公益施設等整備計画検討委員会設置要綱

平成 23 年 10 月 1 日
制定

(目的)

第 1 条 多摩平の森地区 A 街区公共公益施設等整備計画検討委員会（以下「委員会」という。）は、独立行政法人都市再生機構と日野市との「多摩平団地建替事業の整備敷地における総合的なまちづくりに関する基本協定」（平成 20 年 12 月締結）で高齢福祉施設の誘致が位置付けられている多摩平の森地区 A 街区において、三世代が安心して生活できる居住空間及び公共公益施設を誘導するため、多摩平の森地区 A 街区公共公益施設等整備の構想案（以下「構想案」という。）をまとめあげることがを目的として組織する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 「多摩平の森地区 A 街区公共公益施設整備イメージ案について」に基づき構想案をまとめ市長へ報告すること。
- (2) その他、多摩平の森地区 A 街区公共公益施設等整備のために市長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する委員をもって構成する。

- | | |
|-------------------------|-------|
| (1) 多摩平の森重点地区まちづくり協議会委員 | 2 人以内 |
| (2) 法人会代表者 | 2 人以内 |
| (3) 商工会代表者 | 2 人以内 |
| (4) 医療・介護関係者 | 6 人以内 |
| (5) 交通事業者代表者 | 6 人以内 |
| (6) 保育関係者 | 2 人以内 |
| (7) 関係機関代表者 | 2 人以内 |
| (8) 日野市の職員 | 8 人以内 |
| (9) その他市長が必要と認める者 | 5 人以内 |

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、平成 23 年 10 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員の中から会長が指名する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が病気その他やむを得ない理由により委員会に出席することができないときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集する。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、又は他の方法により、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画部企画調整課が担当する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が事務局と協議の上で定める。

付 則

1 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

2 この要綱は、委員会から市長へ構想案を報告した日をもって効力を失う。